保存版
2025年1月作成

apollostation
PLATINUM BUSINESS

海外・国内旅行傷害保険
ショッピングガード保険
サイバー保険
のご案内

（補償規定）

ACCIDENT INSURANCE

出光クレジット株式会社

■引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社

※本誌掲載の情報は2025年1月現在のものです。変更になる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

2501 2PB-901

旅先で“もしも”の時に、お客さまをしっかりサポートします。

海外旅行・国内旅行傷害保険〈カード利用条件付き〉

お客さまのご旅行中の事故を補償します。

海外旅行傷害保険

※詳細はあらましをご覧ください。

〈傷害〉

交通事故にあった　スポーツ中にケガをした

〈疾病〉

カゼで高熱を発した　盲腸になった

〈賠償責任〉

お店の商品を壊した

〈携行品損害〉

ハンドバッグを盗まれた　カメラを落として壊した

〈救援者費用〉

旅先でケガをし家族が現地に向かった

※3日以上の継続入院が必要です。

〈航空機遅延費用等〉

スーツケースの到着が遅れ、着替えを購入した　台風のため搭乗予定の飛行機が欠航になった。

〈緊急アシスタンスサービス〉

日本語が通じる医療機関の紹介　キャッシュレスサービスが可能な医療機関の紹介

※これらのサービスは、国・地域等の諸事情によりサービスをご提供できない場合があります。

国内旅行傷害保険

※詳細はあらましをご覧ください。

〈傷害〉

このカードで代金を支払い搭乗した航空機の事故で亡くなられた

このカードで宿泊料金を支払い宿泊中に火災で亡くなられた

このカードで主催旅行の支払いをした旅行中にケガで後遺障害を負った

このカードで主催旅行の支払いをした旅行中に交通事故にあいケガをした

支払限度額

保険の種類	担保内容		保険金額	保険責任期間
海外旅行傷害保険	傷害	死亡・後遺障害	1億円	3か月
		治療費用	300万円	
	疾病	治療費用	300万円	
		死亡	−	
	救援者費用		300万円	
	賠償責任		1億円	
	携行品（自己負担額無し）		50万円	
	乗継遅延費用		2万円	
	出航遅延費用		2万円	
	寄託手荷物遅延費用		10万円	
	寄託手荷物紛失費用		10万円	
国内旅行傷害保険	傷害死亡・後遺障害		5,000万円	
	入院日額		5,000円	
	通院日額		2,000円	

※携行品損害は、自己負担はありません。また、1品あたり10万円が限度となります。

保険金をお支払いできない主な場合

■海外旅行傷害保険の傷害死亡・後遺障害、傷害治療費用
国内旅行傷害保険の傷害死亡・後遺障害、入院・手術・通院

●故意、重過失　●けんか、自殺、犯罪　●無資格運転、酒気帯び運転　●脳疾患、疾病、心神喪失　●妊娠、出産、早産または流産　●医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛等　●スカイダイビング等の危険な運動中の事故　●戦争、侵略行為、反乱等　●地震、噴火またはこれらによる津波（国内旅行傷害保険のみ）　など

■海外旅行傷害保険の疾病治療費用、救援者費用

●故意、重過失　●けんか、自殺、犯罪　●医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛等　●妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病　●歯科疾病　●既往症　など

※救援者費用については、自殺、妊娠、出産、早産、流産で被保険者（保険の対象となる方）が死亡したときはお支払いの対象となります。

■海外旅行傷害保険の賠償責任

●故意　●職務遂行に直接起因する事故　●親族に対する事故　●受託物に対する事故　●自動車等の所有、使用または管理に起因する事故　●心神喪失に起因する事故　など

■海外旅行傷害保険の携行品損害

●故意、重過失　●携行品の欠陥または自然消耗　●携行品の置き忘れまたは紛失　●旅行中に借りた物、預かった物の事故　●現金、小切手、クレジットカード等の損害　●山岳登はん等の危険な運動中の当該運動のための用具　●偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故　など

■海外旅行傷害保険の寄託手荷物遅延費用、乗継遅延費用、出発遅延費用

●故意、重過失　●戦争、侵略行為、反乱等　●地震、噴火またはこれらによる津波　など

海外旅行傷害保険適用条件

カードに付帯する海外旅行傷害保険における「旅行期間」とは、海外旅行を目的に日本国内のご住居を出発された時からご住居にお戻りになるまでの間で、かつ、日本を出国する前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時（24時）までの間とし、日本を出国した日から3か月後の午後12時（24時）までを限度とします。

日本出国前に、補償対象となる本会員が、この旅行で自身が乗客として利用する航空機などの「公共交通乗用具」※1の料金や、参加する「募集型企画旅行」※2の料金をこのカードでお支払いになった場合、それ以降の旅行期間で保険が適用されます。

また、日本国内で前述のカード決済がなくても、日本出国後、補償対象となる本会員が、この旅行で自身が乗客として利用する航空機などの「公共交通乗用具」※1（それに準ずる海外の公共交通機関を含む）の料金をこのカードでお支払いになった場合、その料金を初めて海外で決済した時から上記旅行期間終了までの間保険が通用されます。

※1 この保険における公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等をいいます。以下のものは公共交通乗用具のチケット料金となりません。
電子マネーのチャージ代・デポジット代、プリペイドカード購入費、空港利用税、航空券の発券手数料、諸税、ラウンジ利用料　など

※2 募集型企画旅行とは、あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行（平成16年12月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業約款に規定するもの）をいい、会社の慰安旅行や業務出張等あらかじめ参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。

保険適用の対象となるカード決済例		保険適用の対象外となるカード決済例	
○	■パッケージツアー ■航空券* ■新幹線* ■リムジンバス*	×	■レンタカー ■ホテル宿泊代

*印があるものは、出国後の決済でもお支払時点から保険が通用されます。

海外旅行傷害保険のあらまし（保険責任期間:最長3か月）

担保項目		こんなとき	お支払いする保険金
傷害	死亡・後遺障害	被保険者（保険の対象となる方）が、責任期間中に偶然な事故によりケガをして事故日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。	死亡されたとき……死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 後遺障害が生じたとき……後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%から100%をお支払いします。 （注）死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。
	治療費用	被保険者が、責任期間中に偶然な事故によりケガで医師の治療を受けられたとき。	300万円を限度とし、事故日（疾病の場合は医師の治療を開始した日）から180日以内に治療のために現実に支出した次の費用をお支払いします。 ①医師による治療費、手術費、入院費 ②緊急移送費、入院または通院のための交通費、通訳雇入費、医師・職業看護師の付添費 ③義手、義足の修理費（傷害治療費用のみ）
疾病治療費用		①責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病し、かつ医師の治療を開始されたとき。ただし、責任期間中に原因が発生したものに限ります。 ②責任期間中に感染した特定の伝染病（コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症）のために責任期間終了後30日以内に医師の治療を開始されたとき。	④治療により必要となった旅行行程に復帰するためのまたは直接帰国するための交通費および宿泊費 ⑤入院のために必要となった国際電話料等通信費、身の回り品購入費用（5万円限度）等（1事故について20万円限度） （注）社会保険等公的制度により被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分は、お支払いの対象となりません。
賠償責任		被保険者が、責任期間中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負ったとき。	1億円を限度として損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします。 （注）損害賠償金および費用の決定については、事前に保険会社の承認が必要です。 （注）示談交渉サービスはありません。
携行品損害		被保険者所有の携行品（現金、小切手、クレジットカード、定期券、コンタクトレンズ、ウィンドサーフィン、スキューバダイビング、サーフィンその他これらに準ずる運動を行うための用具、各種書類および別送品等を除きます）が責任期間中に火災や盗難等の偶然な事故により損害を受けたとき。	1つ（1組または1対）あたり10万円（航空券・乗車券等の損害については5万円）を限度としてお支払いします。ただし、パスポート損害については再発給費用、渡航書の取得費用を5万円を限度として損害額とします。 （注）お支払いする保険金の総額は、50万円を保険期間中の限度とします。 （注）修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
救援者費用等		被保険者が責任期間中に ①事故により遭難（行方不明を含みます）されたとき。 ②事故によるケガが原因で180日以内に死亡もしくは3日以上継続して入院されたとき。 ③病気により死亡されたとき。 ④病気にかかり旅行終了日から30日以内に死亡もしくは3日以上継続して入院されたとき。	300万円を限度として次の費用をお支払いします。 ①捜索救助費用 ②現地までの往復航空運賃などの交通費（救援者1名限度、7日以上継続入院の場合3名限度） ③現地でのホテル客室料（救援者1名かつ14日分限度、7日以上継続入院の場合3名限度かつ14日分限度） ④現地からの遺体輸送費用、または治療を継続するための日本国内への移転費用 ⑤遺体処理費用（100万円限度） ⑥渡航手続費および現地での諸雑費（5万円限度、7日以上継続入院の場合20万円限度） （注）救援者とは捜索、看護、事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族およびその代理人をいいます。

担保項目		こんなとき	お支払いする保険金
航空機遅延費用等	乗継遅延費用	航空機を乗り継ぐ予定が、責任期間中に乗り継ぎ地点までの到着機の遅延によって搭乗する予定だった航空機に搭乗することができず、到着機の実際の到着時刻から4時間以内に代替となる航空機に搭乗することができなかったとき。	1回の到着機の遅延について、下記費用の実費を2万円限度としてお支払いします。 ①乗降地における宿泊費と食事代。交通費および国際電話等通信費。被保険者が払戻しを受けた金額、被保険者が負担することを予定していた金額、または②により支払われるべき金額は控除します。 ②旅行サービスについて、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行サービス提供・手配機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用。 ※これらの費用は社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。
	出発遅延、欠航、搭乗不能費用	搭乗する予定だった航空機について、責任期間中に出発予定時刻から4時間以上の出発遅延や航空機の欠航などで搭乗することができず、出発予定時刻から4時間以内に代替となる航空機に搭乗できなかったとき。	1回の出発遅延、欠航もしくは運休または搭乗不能について、下記費用の実費を2万円限度としてお支払いします。 以下、「乗継遅延費用」と同様。 （ただし①は出発地における費用）
	寄託手荷物遅延	搭乗時に航空会社へ預けた手荷物が、航空機が目的地に到着してから6時間以内に運搬されなかったために、目的地において衣類や生活必需品を購入したとき。	1回の寄託手荷物の遅延について、下記の購入費用実費を10万円限度としてお支払いします。 ①衣類購入費 寄託手荷物の中に含まれていた下着、寝間着等旅行行程中に必要不可欠な衣類の購入費用、貸与費用。 ②生活必需品購入費 寄託手荷物の中に含まれていた洗面用具、かみそり、くし等旅行行程中に必要不可欠な生活必需品の購入費用、貸与費用。
	寄託手荷物紛失	搭乗時に航空会社へ預けた手荷物が、航空機が目的地に到着してから48時間以内に運搬されなかった場合、手荷物は紛失したものとみなし、到着後96時間以内に、目的地において衣類や生活必需品を購入したとき。	1回の寄託手荷物の紛失について、下記購入費用実費を10万円限度としてお支払いします。 （以下は、上記の「寄託手荷物遅延」と同様）

（注）「責任期間」とは、海外旅行の目的で住居を出発したときから住居に帰着するまでの間でかつ日本を出国した前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時までの間で日本を出国した日から最長3か月間が補償されます。
（注）他のクレジットカード付帯の保険契約から死亡・後遺障害保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して、保険金をお支払いします。
（注）ご出発前に特別な手続きは必要ありません。
（注）事故の発生した日から30日以内に事故発生の状況および事故の程度を損保ジャパンへご連絡ください。
（注）保険の対象となる方は本人会員および追加会員になります。

国内旅行傷害保険のあらまし

担保項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害死亡・後遺障害	被保険者が下記①から③によりケガをして事故日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。 ①公共交通乗用具に搭乗する以前にその料金をクレジットカードで支払い、公共交通乗用具に搭乗中の事故によって傷害を被った場合。 ②旅館、ホテル等の宿泊施設にチェックインする以前に、その料金をクレジットカードで支払い、またはノークーポンシステムを利用して宿泊施設の予約を行い、日本国内を旅行中、宿泊者として宿泊施設に滞在中に宿泊施設の火災または破裂・爆発により傷害を被った場合。 ③宿泊を伴う募集型企画旅行でクレジットカードにより事前にその料金を支払った場合、募集型企画旅行に参加している間に傷害を被った場合。	死亡された場合…死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払い致します。 後遺障害が生じた場合…後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額3%から100%をお支払い致します。
入院・手術・通院	〈入院保険金〉 上記①から③によりケガをして入院した場合（事故日から180日以内の入院が対象）。 〈手術保険金〉 入院保険金が支払われる場合に、その傷害の治療のため所定の手術を行った場合（事故日から180日までの手術が対象）。 〈通院保険金〉 上記①から③によりケガをして通院した場合（事故日から180日以内の通院に対し90日を限度）。	入院の場合… 5,000円（日額） 通院の場合… 2,000円（日額） 手術の場合… 5,000円×（手術の種類により10倍～40倍） （注）入院保険金および通院保険金は、事故日を含めて7日以内に治療を終了された場合にはお支払いの対象となりません。

（注）ノークーポンシステムとは、カード加盟店である旅行業者に対して、カードにより料金を支払うことを告知して予約を行うシステムをいいます。
（注）募集型企画旅行とは、あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行（平成16年12月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業約款に規定するもの）をいい、会社の慰安旅行や業務出張等あらかじめ参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。
（注）募集型企画旅行に参加中とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等（募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含みません。）を利用したときから最後の運送・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし、募集型企画旅行の日程から離脱した期間は除きます。
（注）公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶等をいいます。（時刻表に基づき運行されている航空機・電車・船舶等を指し、タクシー・ハイヤー・レンタカー・社用車は除く）
（注）他のクレジットカード付帯の保険契約から死亡・後遺障害保険金、入院・手術・通院保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して、保険金をお支払いします。
（注）ご出発前に特別な手続きは必要ありません。
（注）事故の発生した日から30日以内に事故発生の状況および事故の程度を損保ジャパンへご連絡ください。
（注）保険の対象となる方は本人会員および追加会員になります。

サイバー保険のあらまし

被保険者	apollostation PLATINUM BUSINESSカードを利用する全ての事業者およびその役員・使用人。 ※役員・使用人は当該業務に関する場合に限る。
補償期間	保険金をお支払いする場合の損害の事由および損害賠償請求の発生がapollostation PLATINUM BUSINESSカードの会員である期間中であること。
適用地域	日本国内
保険金をお支払いする場合	次の事由について、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う。 ※ただし、賠償責任の承認または賠償金額の決定の前に損保ジャパンの同意が必要。 ① 情報の漏えいまたはそのおそれ ② ①の事由以外の次のアからウの事由。ただし、ITサービス業務の遂行により生じた場合を除きます。 ア. デジタルコンテンツ不当事由 イ. 被保険者システムに対するサイバー攻撃 ウ. アおよびイ以外のITユーザー業務の遂行にあたり生じた偶然な事由
補償限度額およびご注意事項	期間中支払限度額：5,000万円 1法人限度額：500万円 1事故支払限度額：100万円 ※免責金額は0円になります。 本カード全体で保険期間中に5,000万円のお支払いがあった場合に、補償が失効する可能性がございます。 また、他に補償の対象となる保険にご加入の場合は、他の保険のお支払いが優先となり、不足した損害賠償金をお支払いいたします。
お支払いの対象とならない場合	①保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族の故意または重大な過失に起因する損害賠償請求。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ②記名被保険者の使用人等が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求 ③記名被保険者の使用人等が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ④販売分析、販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求 ⑤履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求。ただし、次のアまたはイの原因による場合を除きます。 ア. 火災、破裂または爆発 イ. 偶然な事故による被保険者のコンピュータシステムの損壊または機能の停止 ⑥他人の身体の障害、財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取されたことに起因する損害賠償請求。ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれに起因して提起された損害賠償請求を除きます。 ⑦遡及日より前に生じた事故に起因する一連の損害賠償請求 ⑧特許権、商標権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求。ただし、著作権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。 ⑨被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還に起因する損害賠償請求 ⑩業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求 ⑪記名被保険者から記名被保険者の使用人等に対してなされた損害賠償請求 ⑫直接であると間接であるとを問わず、採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求 ⑬被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害に起因する損害賠償請求 ⑭次のアまたはイの事由に起因する損害賠償請求 ア. 日付および時刻を正しく認識、処理、区別、解釈、計算、変換、置換、解析または受入できないこと。 イ. アに掲げる問題に関する助言、相談、提案、企画、評価、検査、設置、維持、修理、交換、回収、管理、請負その他これらに類する業務またはアに掲げる問題の発生を防止するために意図的に行うコンピュータ等の停止もしくは中断 ⑮株主代表訴訟等によってなされる損害賠償請求 ⑯差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使に起因する損害賠償請求 など

※保険の内容につきましては、引受保険会社所定の約款に基づきます。

サイバーリスク付帯サービスについて

①サイバーリスク簡易診断プラスサービス	サイバーリスクへの対応や個人情報保護法への対応等の状況をアンケート方式で簡易診断し、分析レポートを作成・提供します。 サービス希望のカード会員様のメールアドレスを頂戴し、アンケートを取得したうえで、報告書をご案内いたします。サイバーリスクに関するシナリオに基づいた診断結果と参考情報に加え、想定損害額をご提示します。
②標的型攻撃メール訓練<Lightプラン>	従業員向けの標的型攻撃メール訓練を実施し、組織全体のセキュリティ意識の向上をサポートします。1企業100名までの利用が可能です。 カード会員様にて標的型攻撃メール訓練システムにログインしていただき、ご自身で訓練対象者・送信日時・訓練メール文案を設定していただきます。 ※本サービスは1社1回限りとなります。
③情報提供サービス	ご登録いただいたメールアドレスに定期的にサイバーリスクに関する必要情報をご案内するサービスになります。
④サイバーインシデントサポートデスク	セキュリティ事故の発生によりお困りごとがある場合、右記、連絡先にご連絡ください。初動の判断やアドバイスなどをご提供します。 ※ご対応可能な連絡先を連携いただき、担当者よりご連絡させていただきます。 **サービスご利用上の注意** ■初動対応（判断やアドバイス）は無償でご利用いただけます。その他、事故の対処に必要となるサービス（デジタルフォレンジック、データリカバリ等）のご提案、再発防止の為のコンサルティング等を含む恒久対策は有償となります。 ■事象や対象となる機器・ソフトウェアなど各種条件によって、サポートできない場合があります。 ■引受保険会社である損保ジャパンの基準に従いお客さまへのサービス提供をお断りする場合があります。 ■本サービスは、お客さまのサイバーインシデント等の解決、復旧等を保証するものではありません。 ■夜間（17時以降）および休日の受付事案については、対応およびサービス提供が翌営業日（平日9時以降）になる場合があります。 ■サービス詳細につきましては、利用規約をご参照ください。
⑤専門事業者紹介サービス	有事の際に専門業者を紹介するサービスになります。 ※ご紹介のみとなりますので、ご紹介後は専門業者とカード会員様とで直接やりとりをしていただきます。ご紹介後は有償となります。 **<ご紹介可能な専門業者の主なサポート機能>** ・緊急時広報支援機能 ・コールセンター支援機能 ・信頼回復支援機能 ・GDPR対応支援機能

サイバーリスク付帯サービスご活用連絡先

損保ジャパン出光クレジット事故受付デスク

0120-068-383

24時間受付／年中無休

サイバー保険事故の通知について

万一事故にあわれたら

❶事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、遅滞なく、「損保ジャパン出光クレジット事故受付デスク」までご連絡ください。
遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【事故が起こった場合】

事故が起こった場合は、遅滞なく、「損保ジャパン出光クレジット事故受付デスク」までご連絡ください。

【窓口:損保ジャパン出光クレジット事故受付デスク】

0120-068-383

【受付時間】24時間受付／年中無休
※受付のみさせていただき、事故の対応は損保ジャパンよりご連絡させていただきます。

❷保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、損保ジャパンが求める書類をご提出ください。

❸保険金のお支払いについて

上記❷の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。
ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。

❹保険金請求権に関して

被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。

❺示談交渉サービスはありません

●この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。
この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、示談交渉を進めるためのご相談に応じさせていただきますので、必ず損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で示談交渉をお進めください。
●なお、事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

旅行傷害事故の通知について

事故の通知については下記までご連絡ください。連絡がとれましたら次の事項をお伝えください。
apollostation PLATINUM BUSINESSカード会員であること、カードの種類、会員番号、出国日、日本の住所と電話番号、海外での連絡先。

■日本国内からのご連絡先（国内旅行傷害保険の補償対象事故も下記になります）
損保ジャパン出光クレジット事故受付デスク（24時間受付、年中無休）

0120-068-383

■海外メディカルヘルプラインお問い合わせ先

ケガ・病気などでお困りのとき、電話1本で医療・緊急手配サービスを行います。
（24時間・年中無休・日本語対応）

お客さまの滞在地			電話番号	センター
北米・中南米ハワイ	アメリカ本土・ハワイ・アラスカ・カナダ		1800-233-2203 （無料電話）	アメリカセンター
	メキシコ		800-099-0667 （無料電話）	
	ブラジル		0800-891-6640 （無料電話）	
	無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から	アメリカ本土内から	804-673-1144	
		アメリカ本土外から	(1) 804-822-3747	
中国	中国（香港・マカオを除く）		800-810-9784 （無料電話）	中国センター
	香港		800-968-845 （無料電話）	
	マカオ		080-0382 （無料電話）	
	無料電話がご利用になれない場合	中国大陸から	010-8592-7117	
		香港・マカオから	(86) 10-8592-7100	
アジア・オセアニア・グアム・サイパン	台湾		00801-65-1166 （無料電話）	シンガポールセンター
	シンガポール		1800-3041756 （無料電話）	
	マレーシア		1800-80-1013 （無料電話）	
	無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から	シンガポール国内から	6535-5554	
		シンガポール国外から	(65) 6535-5554	
	韓国		00798-651-7029（無料電話）	タイセンター
	インドネシア		001-803-65-7187（無料電話）	
	フィリピン		1800-1-651-0065（無料電話）	
	タイ		1800-600-234 （無料電話）	
	グアム・サイパン		1877-232-0747 （無料電話）	
	オーストラリア		1800-553-152 （無料電話）	
	ニュージーランド		0800-44-9345 （無料電話）	
	無料電話がご利用になれない場合	タイ国内から	02-204-4510	
		タイ国外から	(66) 2-204-4510	
欧州・アフリカ・中近東・ロシア	イギリス		0800-068-3724 （無料電話）	イギリスセンター
	フランス		0800-908460 （無料電話）	
	イタリア		800-986-331 （無料電話）	
	ドイツ		0800-589-3737 （無料電話）	
	無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から	イギリス国内から	020-7282-4348	
		イギリス国外から	(44) 20-7282-4348	
各センターに連絡が取れない場合	海外から		(81) 3-3811-8127	東京センター
	日本国内から		03-3811-8127	

※ミャンマー・カンボジア・ラオスはタイセンターへご連絡ください。
※夜間・週末等で、apollostation PLATINUM BUSINESSカードの会員であることの確認がとれない場合には、可能な範囲（日本語の通じる病院の紹介など）でのアシスタンスはご提供しますが、キャッシュレスサービスのご提供はできませんのでご了承ください。

■海外ホットライン・お問い合わせ先

ケガ・病気以外のトラブルの場合の相談サービスです。
（24時間・年中無休・日本語対応）

お客さまの滞在地		電話番号
北米・中南米ハワイ・グアム・サイパン	アメリカ（本土・ハワイ）	1-833-950-0893
	カナダ	1-833-907-6700
	メキシコ	800-123-3308
	アルゼンチン	0800-777-0085
	コロンビア	01-8009-812123
	ブラジル	0800-761-0212
	ペルー	0800-53-280
アジア	シンガポール	800-8110-824
	インドネシア	007803-81-1-0038
	タイ	1800-011-212
	フィリピン	1-800-1-8110336
	ベトナム	120-81-045
	中国携帯／全土	4001-203739
	香港	800-90-0356
	台湾	00801-81-2770
	韓国	00798-81-1-0831
オセアニア	オーストラリア	1-800-718-264
	ニュージーランド	0800-64-0363
ヨーロッパ・アフリカ・中近東・ロシア	イギリス	0808-23-44567
	イタリア	800-7-83839
	オーストリア	0800-298828
	ギリシャ	00-800-8113-0137
	スイス	0800-89-5138
	スウェーデン	020-790-250
	スペイン	9009681-90
	チェコ	800-143-106
	デンマーク	8025-4536
	ドイツ	0800-1-80-2112
	ハンガリー	06-800-21617
	フランス	0800-90-6165
	ベルギー	0800-1-2552
	ポーランド	00-800-811-1219
	ポルトガル	800-8-81-040
	モナコ	（フランス番号に含む）
	ルクセンブルク	8002-6045
	ロシア	8-800-301-8861

お客さまの滞在地		電話番号
ヨーロッパ・アフリカ・中近東・ロシア	南アフリカ	0800-99-5549
	アラブ首長国連邦	800-081-0-0144
	イスラエル	1-80-946-5201
上記無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国または地域から		050-3820-1301
日本国内から		0120-08-1572
		018-888-9547

※香港・マカオは香港オフィスへご連絡ください。

電話ご利用上の注意点

※上記は、2025年1月現在となっており、今後変更することがあります。
●（　　）内は国番号です。無料電話利用時には、国番号が不要です。
●無料電話は、公衆電話・携帯電話からご利用になれない場合があります。その場合は「無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から」に記載の電話番号へコレクトコールでおかけいただくか、「折り返し電話」するよう各センター・オフィスにお申し付けください。
●「無料電話」の表示がない電話番号は「ダイヤル直通電話（有料）」となりますので、コレクトコールでおかけいただくか、「折り返し電話」するよう各センター・オフィスにお申し付けください。
●無料電話やコレクトコールをご利用になれない場合の電話料金はお客さま負担となります。
●地域によっては国内通話料相当額が必要になる場合があります。
●宿泊施設内電話の利用料や、携帯電話の種類により受信の際に利用料が発生する場合は、お客さま負担となります。
●各国での電話事情等により電話がかかりにくい場合は、「海外メディカルヘルプライン東京センター（上記）」「海外ホットライン日本オフィス（上記）」または、他のセンター・オフィスへお問い合わせください。
●お電話をいただいた時間帯や状況によっては、他のセンターへ電話が転送される場合がありますので、あらかじめご了承願います。
●各電話番号については最新のものを掲載していますが、現地電話制度の事情等により急な変更が生じることがあります。

○アメリカン・エキスプレスのカードの正式名称はapollostation PLATINUM BUSINESS セゾン・アメリカン・エキスプレス®・カードです。
○「アメリカン・エキスプレス」はアメリカン・エキスプレスの登録商標です。このカードはアメリカン・エキスプレスから株式会社クレディセゾンへのライセンスに基づき、出光クレジット株式会社が発行するものです。

ショッピングガード保険のあらまし

被保険者	補償の対象となる物品を正当な権利をもって所有されている方。 ただし、保険金の請求はその物品を購入したカード会員に限ります。
補償期間	カード会員が物品をカードで購入された日、もしくは物品を受け取った日のいずれか遅い日から365日間。
補償対象	カード会員が日本国内および海外でカードを利用して購入された物品。
補償の対象となる事故	日本国内・海外で発生した火災・破裂・爆発・破損・盗難などの偶然な事故。
補償限度額およびご注意事項	<table><tr><th></th><th>保険金額</th></tr><tr><td>補償限度額</td><td>年間300万円</td></tr></table> ● 1回の事故につき1個または1組につき3,000円が自己負担額となります。ただし、3,000円未満の損害額（修理の場合も含む）は対象外となります。 ● 保険の対象の物品に事故が発生した時点で保険金請求可能な他の保険がある場合はそちらの保険にご請求ください。その保険の補償額が損害額に満たない場合は差額分を保険金支払の対象とします。 ● 代金の一部のみをカードを利用して支払われた場合には代金金額に対するカードによる支払額の割合を代金金額に乗じた金額が限度となります。
補償の対象とならない主な場合	① 紛失・置き忘れによる損害 ② 物品の欠陥・消耗・さび・変色・虫喰いなどによる損害 ③ 電気的な事故や機械的な事故による損害 ④ 使用人の不正、または詐欺・横領による損害 ⑤ カード会員や保険金を受け取る方の故意・重過失による損害 ⑥ 水災・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ⑦ 戦争・侵略行為、反乱、暴動、国または公共機関の公権力の行使による没収、密貿易、違反行為に起因する損害 ⑧ 核燃料物質その他有害な特性に起因する損害 ⑨ 物品の誤った使用によって生じた損害 ⑩ 物品の物的損害に起因する一切の間接損害 ⑪ 汚損、かぎ損、擦損、かき傷または塗料の剥がれ等単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害　など

補償の対象とならない主な物品	① 商品券、航空券、乗車券など ② 宅配便など（通販などの輸送中の物品） ③ 現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、チケットその他これらに準ずるもの ④ 預金証書または貯金通帳（通帳および現金支払機用カードを含みます。） ⑤ 食料品・飲料（酒類を含みます。） ⑥ 船舶（ヨットモーターボートおよびボートを含みます。）、航空機、自動車、原付自動車、自転車、ハンググライダー、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品、ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ⑦ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、その他これらに類するもの ⑧ 動物あるいは植物（剥製・ドライフラワーを含みます。） ⑨ 稿本、設計書、帳簿その他これらに準ずるもの ⑩ 職業上の商品として購入したもの ⑪ 不動産（土地・建物・土地に定着する設備）および不動産と一体となる付属物等　など ※携帯電話・ポケットベルなどの携帯式通信機、ノート型パソコン・ワードプロセッサーなどの携帯式電子事務機器およびこれらの付属品は対象となります。ただし、対象端末を購入した日もしくは対象端末を受け取った日のどちらか遅い日から365日が補償の限度となります。 ※携帯電話等のモバイル機器のお支払いが分割払いの場合は、事故日前に該当のモバイル機器のお支払いを対象カードに切り替えた場合も補償の対象となります。ただし、補償期間はモバイル機器をカードで購入された日、もしくはモバイル機器を受け取った日のいずれか遅い日から 365日間が限度となります。
保険金支払の時期	保険金の支払は当該物品のカード利用代金決済後となります。
代位	① 損害が第三者の行為によって生じた場合において、損害保険会社がこの保険による保険金を支払ったときは、損害保険会社は損害を受けた物品およびカード会員が第三者に対して有する一切の権利を支払額を限度に取得します。 ② カード会員は損害保険会社が取得する前項の権利の保全および行使並びにそのために損害保険会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。そのために必要な費用は損害保険会社が負担します。
損害防止義務	カード会員は事故が生じたときの損害発生の防止および軽減につとめなければなりません。
準拠法	この補償を提供する保険契約は、日本国の法令に基づいて行われたものであり、カード会員が損害保険会社に対し補償の請求を行う場合も日本国の法令適用があります。

ショッピングガード保険の事故の通知について

事故に遭われた際は事故発生日から30日以内に下記へご連絡ください。

損保ジャパン出光クレジット事故受付デスク
0120-068-383
24時間受付／年中無休

海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険に関する保険金請求書類

海外旅行傷害保険

保険金請求書類 ＼ 保険金種類		eticketの控え	※保険金請求書	現地でしか手配できない書類								※損害品明細書	損害額を証明する書類	除籍謄本	委任状、戸籍謄本	※後遺障害診断書	その他の書類
				医師の診断書	治療費の明細書および領収書	死亡診断書または死後検案書（死体検案書）	事故証明書	支出を証明する書類	示談金領収書	損害額（修理費等）を証明する書類	航空会社発行の証明書類						
治療費用保険金（傷害・疾病）		◎	◎	◎	◎		○										○
携行品損害保険金		◎	◎				◎					◎	◎				○
死亡保険金（傷害）		◎	◎			◎	◎							◎	○		○
後遺障害保険金		◎	◎				◎									◎	○
救援者費用等保険金		◎	◎				○	◎									○
賠償責任保険金	対人	◎	◎	◎	◎		○		◎								○
	対物	◎	◎				○		◎	◎							○
航空機遅延費用等		◎	◎					◎			◎						○

国内旅行傷害保険

保険金請求書類 ＼ 保険金種類	eticketの控え	※保険金請求書	医師の診断書	治療費の明細書および領収書	死亡診断書または死後検案書（死体検案書）	事故証明書	支出を証明する書類	示談金領収書	損害額（修理費等）を証明する書類	航空会社発行の証明書類	※損害品明細書	損害額を証明する書類	除籍謄本	委任状、戸籍謄本	※後遺障害診断書	その他の書類
死亡保険金（傷害）		◎			◎	◎							◎	○		○
後遺障害保険金		◎				◎									◎	○
入院・通院保険金		◎	○	○		◎										○

（注）1. ◎印は原則として必要な書類、○印は場合によって必要となる書類
2. ※印は保険会社所定用紙があるものです。

ショッピングガード保険に関する保険金請求書類

保険金請求のためには下記の書類が必要になります。（事故発生日から90日以内にご提出ください。）
クレジットカード売上票がない場合は保険金請求ができませんのでご注意ください。

保険金請求に必要な書類	損害の状況	
	修理可能な場合	修理不可能な場合
apollostation PLATINUM BUSINESS カードのコピー	◎	◎
保険金請求書	◎	◎
罹災証明書・事故証明書	○	○
クレジットカード売上票	◎	◎
修理見積書	◎	−
修理代金請求書		
修理代金領収書		
全損証明書	−	◎
写真または現物	◎	◎
他保険の保険金請求書	○	○
委任状	○	○
盗難届（盗難の場合のみ）	◎	
その他関係書類	○	○

（注）◎印は必要な書類、○印は場合によって必要となる書類

海外旅行の際のお願い

海外旅行に行かれる際には「本紙」をご持参いただくと安心です。

保険の内容については、損害保険ジャパン株式会社所定の約款に基づきます。